いわき中央警察署
（自転車対策重点地区・路線図）

～自転車安全利用五則～

1　車道が原則、左側を通行
　歩道は例外、歩行者を優先
2　交差点では信号と一時停止
　を守って、安全確認
3　夜間はライトを点灯
4　飲酒運転は禁止
5　ヘルメットを着用

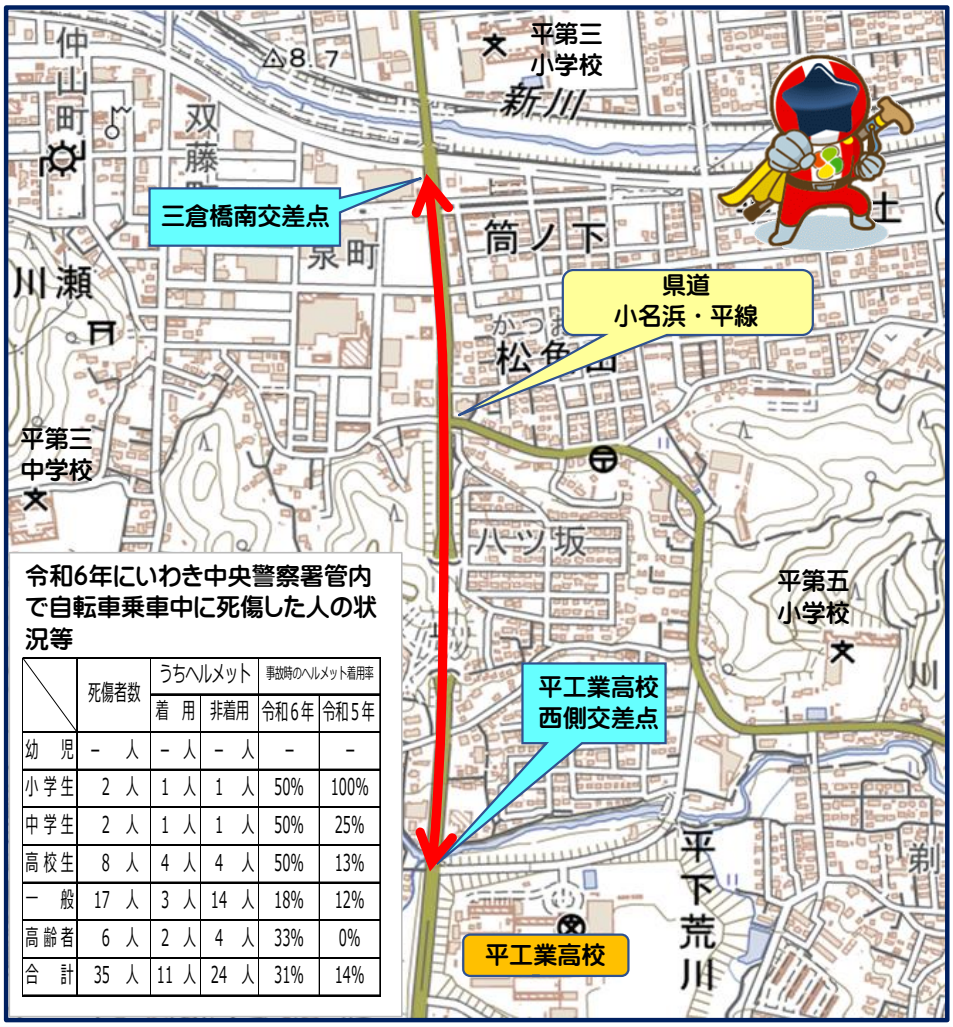

令和6年にいわき中央警察署管内で自転車乗車中に死傷した人の状況等

	死傷者数	うちヘルメット		事故時のヘルメット着用率	
		着用	非着用	令和6年	令和5年
幼児	－人	－人	－人	－	－
小学生	2人	1人	1人	50%	100%
中学生	2人	1人	1人	50%	25%
高校生	8人	4人	4人	50%	13%
一般	17人	3人	14人	18%	12%
高齢者	6人	2人	4人	33%	0%
合計	35人	11人	24人	31%	14%

○選定理由
　いずれの路線も通学や買い物等による自転車の通行量があり、事故の発生が心配される路線です。
○普通自転車の通行方法について
　自転車安全利用五則を守って走行しましょう。「普通自転車専用通行帯」が設置されている場合は、左側の通行帯を走行しましょう。
○ヘルメットを被りましょう。
　令和5年4月1日から、自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務化されました。
　万が一の交通事故に備えて、ヘルメットを正しく着用しましょう！